平成２５年（フ）第６０号
奈良県大和高田市大字市場319番地１　205号室アヴニール
債務者　西北　美奈
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
埼玉県日高市大字高萩2635番地７
債務者　東　　重次
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１２１号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地６―802、前住所埼玉県川越市大字古谷上6083番地７　Ｅ－３棟407号室
債務者　芹野　俊行
1　決定年月日時　平成25年３月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１５号
静岡県富士宮市大岩901番地の５　グランシャリオ玉木平Ｄ202号室、住民票上の住所静岡県富士市松本164番地の11
債務者　佐野　千絵
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１７号
三重県伊勢市小俣町本町1362番地
債務者　北村眞知子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
埼玉県坂戸市中富町61番地10　エル・パラシオ205号室
債務者　宮根　一博
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１２号
埼玉県所沢市並木８丁目１番地３―608、前住所埼玉県所沢市大字上安松445番地の１　プレール秋津305
債務者　村山　申吉
1　決定年月日時　平成25年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第２９号
岡山県都窪郡早島町早島4522番地30
債務者　東　　甲二
1　決定年月日時　平成25年３月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第１２号
北海道北見市中央三輪４丁目518番地77　メゾン杉本107号
債務者　片岡　由香
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１３号
北海道北見市中央三輪４丁目518番地77　ＣＯＣＯ＆チャコ105号
債務者　平　　寛
1　決定年月日時　平成25年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第１０２号
埼玉県川越市大字上戸305番地13　エクセルハイム102号室
債務者　町田　静江（旧姓岩渕）
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１１６号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目９番地の３、前住所埼玉県所沢市並木８丁目１番地１―1406
債務者　櫻井　　洋
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３２号
埼玉県飯能市大字飯能717番地１　グリーンシャトー202、前住所埼玉県飯能市美杉台７丁目９番地３
債務者　津野田　健
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１３６号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目３番１―402号県営鶴ヶ島南町住宅
債務者　小田真由美
1　決定年月日時　平成25年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３２０号
岡山県倉敷市平田712番地３　河田コーポ102号
債務者　小寺美希子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第３２６号
岡山県笠岡市笠岡5038番地
債務者　川上　和子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２６号
岡山県倉敷市大内294番地３
債務者　笹原　裕子
1　決定年月日時　平成25年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係